

# 第16回（2020年度）APEC アーキテクト登録案内

2020年9月  
公益財団法人建築技術教育普及センター

## 1 APEC アーキテクト登録スケジュール



## 2 登録申請手続き

### (1) 登録申請書の受付

- ① 受付期間 2020年10月1日(木)～2020年11月30日(月)
- ② 受付場所 日本APEC アーキテクト・プロジェクト・モニタリング委員会事務局  
公益財団法人建築技術教育普及センター 企画部  
〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町3-6 紀尾井町パークビル
- ③ 登録対象者 2020年9月30日(水)に発表された審査合格者
- ④ 申請方法 ・上記受付場所へ申請書類を同封の上、簡易書留郵便により送付して下さい。(普通郵便で紛失等の場合の責任は負いかねますのでご了承下さい。)
- ⑤ 注意事項 ・登録申請は、締切日の消印のあるものまで有効です。  
・登録申請書の記載内容に不備があるものは、受け付けません。  
・受付期間中に登録手続きが行われなかった場合、審査の合格判定結果は失効します。従って、受付期間内に登録申請を行わない場合、理由の如何を問わず登録を受けることができませんので、注意して下さい。  
・登録申請のために提出された書類については、返却に応じられません。

### (2) 登録手数料 7,150円(うち消費税額650円)

一旦収納した登録手数料は、返還しません。

### (3) 登録申請に必要な書類等

- ① APEC アーキテクト登録申請書(様式A-1) (同封しているもの)
- ② 郵便振替払込請求書兼受領書のコピー(受付日付印が受付期間中のもの)  
登録手数料7,150円(うち消費税額650円)をゆうちょ銀行又は郵便局に備え付けの払込取扱票により、必ず個人別にゆうちょ銀行の下記口座に払い込んで納付し、その際発行される郵便振替払込請求書兼受領書のコピーを「APEC アーキテクト登録申請書(様式A-1)」裏面に貼付して下さい。(払込の際にかかる手数料につきましては、申請者のご負担でお願いします。)  
なお、領収書につきましては、郵便振替払込請求書兼受領書をもって代えさせていただきます。  
口座番号 00100-7-102613  
加入者名 公益財団法人 建築技術教育普及センター
- ③ 様式A-2(当センターホームページよりダウンロード)に入力したエクセルファイル(CD-ROMに保存し、整理番号、氏名を記載したラベルを貼付して下さい。)
- ④ 入力した上記様式A-2をA4サイズの用紙に出力したもの

#### (4) 登録者名簿

登録者は、モニタリング委員会で管理する APEC アーキテクト登録者名簿（以下「登録簿」という。）に必要な事項（APEC アーキテクトの登録番号、氏名、勤務先（名称、所在地、電話番号、FAX、E-mail）、主たる登録/免許を受けているエコノミーが「日本」であること、登録/免許を受けている他のエコノミーの名称及び他エコノミーの APEC アーキテクトと共同で業務を行うことに関する希望の有無）が記載されます。当該登録簿は日本語及び英語表記でウェブサイトにおいて公表されます。予めご了承下さい。登録簿への登録は、登録申請書等の受理後、原則として 10 日程度で行います。

#### (5) ウェブサイトにおいて実務経験等の公表を希望される方

登録者のうち、希望する方については、以下の 1) の内容を上記の登録簿とともに APEC アーキテクトのウェブサイトにおいて公表いたします（希望により英語併記可）。公表を希望される方は、(3) 登録申請に必要な書類等に加えて以下の 2) の提出物を送付して下さい。なお、2) の提出物は登録申請書等と別便で送付していただいても結構です。必ず電子データでご提出下さい。別便で送付する場合は、整理番号、氏名及びウェブサイトに掲載を希望する旨を記入して（様式自由）2020 年 11 月 30 日（月）までに送付して下さい。

##### 1) ウェブサイトに公表する内容

- ① 審査申請の際に提出された 3 年の実務経験（審査申請書の様式 3 にて提出されたプロジェクトのうち 1 件）に関する以下の情報
  - ・プロジェクトの名称
  - ・用途
  - ・構造
  - ・規模（延べ床面積及び階数）
  - ・プロジェクトの特徴
- ② 登録者の顔写真のデジタル画像及び①に対応するプロジェクト（建築物）のデジタル画像（2 枚以内）

##### 2) 提出物（CD-ROM に保存し、整理番号、氏名を記載したラベルを貼付して下さい。）

- ① デジタル画像
  - ・顔写真（1 枚）
    - 正面・脱帽のもの
    - 画像サイズ：横 125×縦 125 ピクセル以内
    - 画像フォーマット：JPEG 又は GIF
    - ファイルサイズ：50KB 以内
  - ・プロジェクト（建築物）（2 枚以内）
    - 画像サイズ：横 300×縦 225 ピクセル以内
    - 画像フォーマット：JPEG 又は GIF
    - ファイルサイズ：100KB 以内/枚
- ② 掲載を希望するプロジェクト 1 件（審査申請時に提出したもの）を審査申請書の様式 3 に入力したワードファイル及び A 4 サイズの用紙に出力したもの
- ③ 英語による併記を希望される方は、上記②のプロジェクトについて、様式 B（当センターホームページよりダウンロード）に、以下の内容を英語で書き込んだエクセルファイル及び A 4 サイズの用紙に出力したもの
  - ・プロジェクトの名称
  - ・用途
  - ・構造
  - ・規模（延べ床面積及び階数）
  - ・プロジェクトの特徴

### 3 APEC アーキテクトの登録

#### (1) 登録の基準

次のいずれかに該当する方は、登録を受けることができません。

- ① 2020 年 11 月 30 日（月）（消印有効）までに登録の申請を行わなかった方
- ② 一級建築士の免許の取消しを受けている方
- ③ 一級建築士の業務の停止を命ぜられている方

#### (2) 登録の有効期間

登録の有効期間は 3 年間です。2020 年 9 月 30 日に合格した方の登録有効期間は、2020 年 10 月 1 日から 2023 年 9 月 30 日までです。

### (3) 登録証及びIDカードの交付

登録者には、APEC アーキテクト登録証及びIDカードが交付されます。

なお、登録証については発行日が記載されますが、2020年9月30日に合格した方の発行日は、登録申請日に係らず、2020年10月1日となりますのでご注意ください。

登録証及びIDカードについては、登録申請書等の受理から約1ヵ月後に送付します。

## 4 登録の抹消

### (1) 次のいずれかに該当する場合は、登録が抹消されます。

- ① 登録の有効期間が満了したとき（更新の登録を受けた場合を除く。）
- ② 一級建築士免許の取消しを受けたとき（免許の取消しを受けたときは、速やかにその旨を事務局に届け出て下さい。）
- ③ 一級建築士の免許の取消しが判明したとき
- ④ 虚偽又は不正の事実に基づいて登録を受けたことが判明したとき

### (2) 次のいずれかに該当する場合は、登録が抹消される場合があります。

- ① 登録申請書の記載事項のうち氏名、現住所又は勤務先（同一勤務先内で所属部署の変更があった場合は除きます）について変更を生じた場合で、正当な理由がなく30日以内にその届け出を怠ったとき
- ② 一級建築士の業務の停止を命ぜられたとき
- ③ 一級建築士の業務の停止が判明したとき
- ④ 業務に関し不誠実な行為を行ったとき

## 5 変更等の届出

次の場合には、30日以内に日本APEC アーキテクト・プロジェクト・モニタリング委員会事務局に届け出て下さい。

- ① 登録申請書の記載事項のうち氏名、現住所又は勤務先（同一勤務先内で所属部署の変更があった場合は除きます）について変更が生じたとき
  - ・「APEC アーキテクト 登録内容変更届」を提出して下さい。登録内容変更届は当センターホームページ (<https://www.jaic.or.jp/>) からダウンロードできます。
  - ・氏名に変更があった場合は、あわせて登録証の再交付申請も行って下さい。
  - ・この届出を怠ると、次回更新の案内等ができませんので、忘れずに届け出て下さい。
- ② 一級建築士の免許の取消しを受けたとき
- ③ 一級建築士の業務の停止を命ぜられたとき

## 6 登録証及びIDカードの再交付・返納

### (1) 再交付

- ① 記載事項のうち氏名に変更が生じた場合、汚損した場合または紛失した場合には、登録証及びIDカードを再交付します。その場合、次のものを提出して下さい。

- (i) 再交付申請書
- (ii) 郵便振替払込請求書兼受領証の写し

上記に加え、

- ・記載事項のうち氏名に変更が生じた場合、変更前の登録証及びIDカード、戸籍抄本（又は謄本）、登録内容変更届も提出して下さい。
- ・汚損した場合、汚損した登録証又はIDカードも提出して下さい。

なお、後日紛失したものを発見した場合は、速やかに返納して下さい。

### ②再交付に必要な費用

- ・登録証再交付手数料 1,100円（うち、消費税額100円）
- ・IDカード再交付手数料 1,100円（うち、消費税額100円）
- ・郵送料（簡易書留） 実費

再交付手数料及び郵送料の合計額を、ゆうちょ銀行又は郵便局に備え付けの払込取扱票により所定の額をゆうちょ銀行の下記口座に払い込んで下さい。（払込の際にかかる手数料につきましては、申請者のご負担でお願いします。）

口座番号 00100-7-102613

加入者名 公益財団法人 建築技術教育普及センター

なお、領収書は郵便振替払込請求書兼受領証をもって代えさせていただきます。

### ③申請方法

事務局へ電話連絡した後、上記①のうち該当するものを提出して下さい。再交付申請書及び登録内容変更届は、当センターホームページ(<https://www.jaeic.or.jp/>)からダウンロードできます。  
提出先は、「9.提出・問合せ先」をご参照ください。

### (2) 返納

有効期間満了前に登録が抹消された場合には、速やかに登録証及びIDカードを返納して下さい。

## 7 APEC アーキテクト登録証明書の交付

APEC アーキテクト登録者から求めがあったときは、APEC アーキテクトに登録している旨の証明書を APEC アーキテクト・プロジェクト・モニタリング委員会が交付します。

### (1) 必要な書類等

- ①登録証明願（当センターホームページ(<https://www.jaeic.or.jp/>)からダウンロードできます。）
- ②郵便振替払込請求書兼受領証の写し

### (2) 交付に必要な費用

- ・交付手数料 一部につき 1,100 円（うち、消費税額 100 円）
- ・郵送料 84 円

1,184 円（交付手数料及び郵送料）を、ゆうちょ銀行又は郵便局に備え付けの払込取扱票により所定の額をゆうちょ銀行の下記口座に払い込んで下さい。（払込の際にかかる手数料につきましては、申請者のご負担でお願いします。）

口座番号 00100-7-102613

加入者名 公益財団法人 建築技術教育普及センター

なお、領収書は郵便振替払込請求書兼受領証をもって代えさせていただきます。

### (3) 申請方法

上記「(1) 必要な書類等」を郵送により提出してください。  
提出先は、「9.提出・問合せ先」をご参照ください。

## 8 登録の更新

APEC アーキテクトであり続けるためには、登録の有効期間満了までに更新の審査に合格するとともに、改めて登録手続きを行う必要があります。登録の更新その他の手続きについては事前にご案内します。

### (1) 審査方法

審査は、一級建築士として免許の取り消しを受けておらず、また業務の停止を命ぜられておらず、さらに「継続的な専門能力開発（CPD）を満足すべきレベルで実施していること」について、日本 APEC アーキテクト・プロジェクト・モニタリング委員会が行います。なお、CPD の審査は CPD 情報システムに入力された記録をもとに行います。

### (2) CPD の実施

CPD は、継続的に専門能力を開発していくことを目的としていますので、毎年バランスよく行うように努めて下さい。

登録の更新に必要な CPD 時間は、原則、次回の更新審査申請書受付開始日より遡った 3 年間に 72 時間（目安として 1 年で 24 時間）となります。ただし、実務の実施状況により異なります。

なお、CPD の対象となるプログラムと CPD 時間等の詳細については、当センターホームページをご覧ください。

### (3) CPD の記録と保管

- ① 更新時に必要となりますので、普段から CPD 情報システムを活用して、CPD 記録をとるようにして下さい。なお、CPD 情報システムの活用については、登録後に別途ご案内します。
- ② 審査の過程で CPD の実施を証明する書類の提出を求められますので、講習会受講証、シンポジウム参加証や論文の写し等は、必ず保管しておくようにして下さい。

## 9 提出・問合せ先

日本 APEC アーキテクト・プロジェクト・モニタリング委員会事務局  
公益財団法人建築技術教育普及センター 企画部  
〒102-0094 東京都千代田区紀尾井町 3-6 紀尾井町パークビル  
Tel 03-6261-3310 Fax 03-6261-3320